

広島県内の事業主の皆様へ

—— 障害者雇用推進のお願い ——

日頃から障害者雇用の促進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、貴社から報告いただいた障害者雇用状況（令和6年6月1日現在）では、
障害者の雇用が不足しています。

障害者雇用は法的に定められたものであるとともに、障害者の皆さんが経済社会を構成する労働者の一員として、職業生活においてその能力を発揮するための大切な機会です。

また企業にとっても、労働人口の減少に加え、働き方改革により労働時間の短縮が求められる中、障害者が働きやすい職場環境を整備することは、企業全体の生産性向上が期待されます。

是非とも障害者の雇用に向けた取組を進めてくださるよう御検討ください。

広島労働局と広島県では、障害者雇用の促進に向けて、採用準備や求人、仕事の切り出し方から採用後の定着まで御相談をお受けするとともに、雇用ノウハウに関するセミナーの開催や各種助成金の支給等、さまざまな支援を行っています。

まずはお近くのハローワークの障害者専門窓口まで御連絡ください。

令和7年4月からは除外率（※）が引き下げられ、また、令和8年7月からは障害者の法定雇用率が現行の2.5%から2.7%に引き上げられます。

皆様の積極的な取組をお願いします。

貴社のますますの御発展をお祈りいたします。

令和7年1月

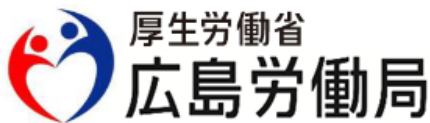
広島労働局長 小沼 宏治
広島県知事 湯崎 英彦

お役立ち リンク



https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/riyousha_mokuteki_menu/mokuteki_naiyou/shigoto.html

人材確保でお困りのことはありませんか？
ハローワークでは、貴社のお悩みに応じたサポート
を行います。



https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/riyousha_mokuteki_menu/mokuteki_naiyou/syougaisyakoyouinfo1.html

広島労働局は、厚生労働省の所掌のうち、広島県の
労働に関する業務を推進しています。



<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/work2/wn500714.html>

広島県は、障害者雇用促進のため、雇用のノウハウ
に関するセミナーの開催等、企業の皆様を支援して
います。



※ 除外率とは？

障害者の就労が一般的に困難であると認められる業種について、雇用する労働者の数を計算する際に、除外率に相当する労働者数を控除することで障害者の雇用義務を軽減する制度。ノーマラーゼーションの観点から平成16年4月に廃止され、経過措置として廃止の方向で段階的に除外率の引き下げを行うこととされている（令和7年4月から10%引下予定）。

除外率設定業種	除外率
非鉄金属第一次製錬・精製業 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	5%
建設業 鉄鋼業 道路貨物運送業 郵便業（信書便事業を含む）	10%
港湾運送業 警備業	15%
鉄道業 医療業 高等教育機関 介護老人保健施設 介護医療院	20%
林業（狩猟業を除く）	25%
金属鉱業 児童福祉事業	30%
特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	35%
石炭・亜炭鉱業	40%
道路旅客運送業 小学校	45%
幼稚園 幼保連携型認定こども園	50%
船員等による船舶運航等の事業	70%

令和7年4月以降の除外率